

平成22年度第8回理事会議事概要

日 時 : 平成22年12月17日(金) 16:30~17:10

場 所 : 森林総合研究所 特別会議室

出席者 :	理事長	鈴木 和 夫
	理事(企画・総務担当)	福 田 隆 政
	理事(研究担当)	大河内 勇
	理事(育種事業・森林バイオ担当)	平 野 秀 樹
	理事(業務承継円滑化・適正化担当)	町 田 治 之
	理事(森林業務担当)	山 口 正 三
	監事	林 良 興
	監事	龍 久仁人
	監事	滑志田 隆
	総括審議役	志 田 孝 一
	審議役	富 永 茂
	企画部長	平 川 泰 彦
	総務部長	安 樂 勝 彦

1. 開会

2. 議事

本日は、議題2件及び報告2件となっている。

(議題1) 役員及び職員の給与規程の一部改正について

(安樂総務部長) <資料 - 1を説明>

国家公務員においては、一般職の職員の給与に関する法律等が12月1日に改正施行され、当所においても国に準じた取扱とするため、平成22年12月1日付けで役員給与規程及び職員給与規程を改正する。

改正の主な点は次のとおり。

(1) 俸給月額等については、常勤役員が0.2%、職員が0.1%の引き下げを行う。さらに、55歳を超える特定管理職員については、俸給等の支給額を1.5%の引き下げを行う。なお、特定管理職員以外の職員については、現在、労働組合と協議中であり、協議の成立を踏まえて、追加改正を行うこととする。

(2) 期末手当、勤勉手当、期末特別手当の支給割合を0.2月分引き下げる。

(3) 4月からの給与較差相当分に係る減額調整は、12月期末手当及び期末特別手当で行う。

(福田理事)

改正の主な概要内容は、全て人事院勧告通りに実施するということである。一般公務員の場合は12月1日でスタートしているが、当法人もそれに準じて同じようにやるべくずっとこれまでやってきた。先ほど申し上げたように改正の主な概要内容の(1)の一般職員に係る部分の所だけが積み残しになっているが、労働組合との協議成立をもって完全実施となる。

当初、労働組合は改正の主な概要内容の(1)のは全面的に適用するなど主張していたが、当方としては具体の引き下げ内容については譲れないとして対応している。独立行政法人を巡る厳しい状況を含め、労働組合の理解を促すべく努力しており、引き続き協議を行っているところである。

(鈴木理事長)

本件については理事会として了承された。

(議題2) 役員給与規程第4条に係る平成22年度の取り扱いについて(案)

(安樂総務部長) <資料 - 2を説明>

役員給与規程第4条第4項において、理事長は役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、俸給の月額を増減するものとする規定されており、

H21年度の総合評価(機関評価)が「A」であること

総人件費改革への対応(H17の実績額からH18~H22の5年間で、5%以上の削減(行革推進法))として、5%以上の削減をしなくてはならないこと

前年度(H21年度)においても、総合評価が「A」であり、増減していないこと等の状況を踏まえ、今年度においても、昨年と同様に増減しないこととして考えておりますが、理事会でのご意見、議論を踏まえて、理事長に決定して頂きたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(福田理事)

他の独法の状況はどうか？

(安樂総務部長)

人事院勧告の役員0.2%削減が同じように適用されている。

(鈴木理事長)

国の給与法改定に準じて引き下げることとし、この引き下げられた役員給与について評価委員会の結果等を踏まえて増減しないこととする。

本件については理事会として了承された。

(報告1)平成21年度決算検査報告について

(福田理事) <資料 - 1を説明>

私と滑志田監事とで過日、会計検査院に行ってきたので、纏めた資料は - 1である。

平成21年度決算検査報告だが11月5日に会計検査院から内閣に報告され、11月に今度は内閣から国会に提出される。これは例年、年を越す位の時に行っていたがこれだと会計検査院の報告が予算審議に反映されないとの国会からの要請があり、最近はどんどん早まって来てここ数年は11月に行われている。

内容については12月10日に全独法合同で説明会があり、基金を持っているとか海外の融資等関係のないものを除くと当法人に関係するものは次の4点である。

1 会計監査人の選任及び業務執行関係に関して、適正の確保を求めるもの

これについては前回(第7回)理事会で報告済みであるが、資料の「平成21年度決算検査報告」指摘事項のとおり指摘が3点あったがそのうち2点は解消している。解消していないのは会計監査人に財務諸表を提出する際にしかるべき機関決定を行っていなかったことであるが、来年に改善の予定である。何れにしる内容は手続き的なものが多いのできちんと対応すればそれで済むものである。

2 受託者の適正な業務の執行に関して、適正の確保を求めるもの

これについては来年に向けて非常に問題になるのではないかとということで、受託者(独法)から更に次の人に委託する場合、他の独法や大学だとそこには会計検査院が直接入って来るが、それ以外の公益法人とか民間企業に委託した場合の話が私共に直接係わってくる。この部分についてはマスコミ等を通じて色々不祥事が伝わってくるようなものがあるし、「生活費」部分の受託費用への算入請求、受託以前の会計処理と受託をした年の会計処理を2つ比べると歴然と分かってしまう等、幾つかの観点が見られているのでそういうものをチェックしないといけない。この部分については既に総務系統と企画系統(研究者サイド含む)に注意をもって対応するようにと執行レベルでは伝達済みである。

3 公共事業の執行に関し、費用対効果のB by Cの根拠が不明確

これについては「計算が間違っていた」、「根拠が無くなっている」というものである。

4 引き続き、独立行政法人の入札の改革の徹底

これについては入札改革の徹底を行っていくものである。以上のことについては既に

それぞれのラインを通じて注意をもって点検することを含めて指示を出している。

(鈴木理事長)

本件の報告については理事会として了承された。

(報告2) 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

(福田理事) <資料 - 2を説明>

既にご存じの通りだが、中期計画終了時の見直しということで勧告の方向性が明らかにされた。理事会においてこれについてもきちんと見ていることが大事なので、資料を添付した。

(鈴木理事長)

本件の報告については理事会として了承された。

(福田理事)

用意した議題・報告は以上だが、この他に提案等はあるか。

(滑志田監事)

資料 - 2に関連することだが、12月3日に独立行政法人監事連絡会の第7部会が三鷹市で開催され、龍監事と私が出席した。席上、総務省行政評価局の方が講演を行い、その後、ディスカッションが行われた。来年度以降、行政評価局の政策評価独立行政法人評価委員会がどのような視点で評価を行うかを周知させる意味もあったと考えられる。

講演は、独立行政法人の自律的な監査能力のレベルアップを求める内容だった。理事長、理事のガバナンスやマネジメント能力について監査ができていくかについても、評価委員会として今後しっかりと見ていく方針であるという。

第7部会は経済産業省・農林水産省・環境省・国土交通省の試験研究機関を中心とした独立行政法人約20法人で構成。私たちは農水・環境のブロックエリアに座り、討論会でもグループ分けが意識されていた。

この監事連絡会は、独立行政法人グループごとに幹事持ち回り式で開催しており、再来年は農水・環境ブロックで担当することになる。どのように決めるか定かではないが、仮に当所に決まった場合は受け入れなければならない。

(鈴木理事長)

本件の報告については理事会として了承された。

次回の平成22年度第9回理事会は、1月28日(金)開催予定となった。

3. 閉会